

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

年金事務所で記録を確認した時に未納となっている期間があることに気が付いた。

昭和 59 年 7 月頃に国民年金の加入手続をし、その後未納分の納付書が送られてきたので電話したところ、納付しないと前の年金が途切れると言われたため、母と一緒に郵便局へ行き、一括で 20 万円ちょっとの保険料を納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人とその前後の記号番号の資格記録や納付記録の状況等により、平成元年 8 月頃に払い出されたものと推認でき、当該番号払出時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間中に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の加入手続や保険料納付に同行したとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の状況を聴取することはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 10 日から 45 年 8 月 10 日まで
私は、昭和 44 年 3 月に前の職場を退職し、次の仕事が見付かるまで
と思い、同年 5 月に A 社の面接を受け採用された。

仕事内容は配達と営業で、ヒーターの効かない寒い車を運転し配達したことや、昭和 45 年 2 月又は同年 3 月頃に雪で足を滑らせ商品を全部駄目にしたことを記憶しているので、記録されている被保険者資格の喪失日の 1 年後である同年 8 月まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 45 年 8 月頃まで勤務していたと申し立てているが、当該事業所に照会したところ、「平成 6 年以前の関係資料は無い。」と回答しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認できる供述や資料を得ることはできない。

また、申立人は申立期間当時一緒に勤務していたとして同僚 5 人の氏名を挙げていることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、当該同僚のうち一人は既に死亡していることから供述を得ることができず、回答を得られた 4 人のうち一人は、「私は、A 社に勤務していた頃の同僚を覚えていない。」と供述しており、残りの 3 人は、「申立人が勤務していたのは覚えているが、いつからいつまで勤務していたかは覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について

は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人と同時期に被保険者資格を取得している者のうち住所が確認できる 10 人に照会したが、回答のあった 4 人全員が「申立人を知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について、供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 5 月 18 日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、平成9年11月頃に勤務日数を減らしてくれるよう同社に申し入れたところ、勤務日数が減り給与額が減少したのに対し、社会保険料控除額は勤務当初と変わらなかったため負担となり、10年2月頃に社会保険料控除額の減額を申し入れ、同年4月分の給与から社会保険料の控除額が減額されたと記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、14万2,000円から11万8,000円に遡って訂正されていることが分かったが、当該訂正について事業主から説明を受けたことは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主は、「申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無い。申立期間当時、従業員の給与関係の事務を委託していた会計事務所にも確認したが、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明であった。」と供述していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人及び申立人と同様の業務に従事していたとする同僚は、「当該事業所における給与は日給月給であり、勤務日数によって給与額が違った。」と供述していることから、申立期間における報酬月額を推認す

ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録が平成10年4月21日付けで14万2,000円から11万8,000円に訂正処理されていることが確認できるものの、申立人は「平成9年11月頃に勤務日数を減らしてくれるよう当該事業所に申し入れ、給与額の減額に伴い社会保険料が負担になったため、10年2月頃に保険料控除額の減額を申し入れ、同年4月分の給与から保険料控除額が減額されたと思う。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、標準報酬月額記録が減額訂正されているのは申立人のみであることが確認できることなどから判断すると、当該処理が不合理であったとまではいえない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。